

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：一般社団法人 東京都カヌー協会]

[記載日：2026 年 8 月 22 日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
・2025 年に一般社団法人として登記し、法人に適用される法令及び定款を遵守している。 ・役員・事務局において関係法令を確認し、適正な団体運営を行っている。 ・定款・各種規程を協会ホームページ（https://tokyo-canoe.or.jp）にて公開している。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	—
一般社団法人として登記済みのため、本項目は該当しない。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
・大会・イベント・講習会等の実施に際し、施設利用に係る規則及び所管地方公共団体の安全管理に関する条例等を遵守している。 ・個人情報保護法を遵守し、個人情報保護方針を協会ホームページ（https://tokyo-canoe.or.jp/privacy-policy/）にて公開・運用している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
・会長（大野 正次）、副会長 2 名（本田 宗洋・松本 常良）、理事長（長原 洋一）、理事 11 名、監事（田中 秀和）のもと、各競技種目（スプリント・スラローム・ポロ等）の専門委員会を設置し、組織的な運営体制を整備している。 ・定期的に理事会を開催し、役員から構成員に対して決算・事業報告等を行っている。 ・2026 年 3 月に総会を開催し、事業報告及び決算の承認を実施した。 ・役員名簿を協会ホームページ（https://tokyo-canoe.or.jp/association/）にて公開している。	
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
・「東京都内におけるカヌー競技の普及・発展、選手育成、競技会運営及び安全啓発の推進」を基本方針として策定している。	

・ 協会ホームページ (https://tokyo-canoe.or.jp/association/) にて公表している。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
・ 役職員に対してコンプライアンス教育を継続的に実施し、研修会の定期開催を計画・推進している。 ・ 2025 年 8 月にコンプライアンス資料を整備した。 ・ ハラスメント防止規程を制定し（2026 年 6 月 1 日施行）、協会ホームページにて公開している。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
・ 倫理規程は選手・指導者・審判員を含む関係者に適用され、その周知を図っている。 ・ 倫理規程を制定し（2026 年 6 月 1 日施行）、協会ホームページにて公開・周知している。 ・ 2026 年度も指導者・競技者向けの研修の実施を計画している。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
・ 定款に事業年度及び計算書類に関する定め（第 39 条・第 40 条）を置き、会計ソフトを用いて適切に記帳を行っている。 ・ 外部公認会計士による任意監査を受け、財務の透明性を確保している。 ・ 2026 年度事業計画書（変更版）及び予算書を協会ホームページ（https://tokyo-canoe.or.jp/association/）にて公開している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
・ 公益財団法人東京都スポーツ協会の分担金を受けており、実施要項・事務の手引き等に従い、適正に会計処理を行っている。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
・ 定款及び団体規約に基づき監事による監査を実施するとともに、定時総会において前年度の会計書類の承認を受けている。 ・ 2025 年決算書を協会ホームページ（https://tokyo-canoe.or.jp/association/）にて公開している。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
・ 一般社団法人として、事業報告書及び決算報告書を定時総会において公開・承認している。 ・ 2026 年度事業計画書(変更版)・予算書及び 2025 年決算書を協会ホームページ(https://tokyo-canoe.or.jp/association/)にて公表している。	

canoe.or.jp/association/) にて公開している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
・協会ホームページ (https://tokyo-canoe.or.jp/association/) にて、個人情報保護方針・役員名簿・事業計画書・決算書・本セルフチェックシートを公開し、組織運営の透明性を確保している。 ・定款・倫理規程・ハラスメント防止規程・利益相反管理規程・個人情報取扱規程を協会ホームページにて公開している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	
原則 4 について コンプライアンス委員会を設置すべきである。	B
・役員を構成員とするコンプライアンス委員会の設置を検討中であり、2026 年度内の設置を目指している。 ・定款第 19 条、利益相反管理規程（2026 年 6 月 1 日施行）及び倫理規程第 7 条に基づき、利益相反を適切に管理している。	
原則 8 について 通報制度を構築すべきである。	B
・ハラスメント防止規程第 6 条から第 9 条まで（2026 年 6 月 1 日施行）に通報・相談窓口及び調査手続を定め、倫理規程第 11 条第 2 項がこれを準用している。窓口の周知及び運用体制の整備を進めている。	
原則 13 について 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	B
・本協会が主催する各大会において、加盟団体が主管として競技運営を担っている。 ・加盟団体との連携を深め、コンプライアンス強化に向けた取組みを推進していく。 ・今後、加盟団体への具体的な支援策を整備していく予定である。	